

# ハローワークの運営等に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会(連合)

総合労働局長 新谷 信幸

## 1. ハローワークの運営等に関する連合の考え方(総論)

- ハローワークは、職業紹介や雇用保険の給付等を、ユニバーサルサービスの観点から一体的に実施する、住民サービスの提供者たる第一線の行政機関であり、国による雇用のセーフティネットを果たす中核的な役割を果たしている。
- 求職者や求人事業主といった利用者目線に立脚した一層の機能強化が必要。



### ハローワークの運営等に関する連合の考え方

(連合「2016～2017年度 政策・制度要求と提言」)

- ①ILO第88号条約(職業安定組織の構成に関する条約)にもとづき、無料職業紹介、雇用対策(企業指導)、雇用保険(失業認定と失業給付)は国の指揮監督と責任により、全国ネットワークで一体的に運営する。
- ②国と地方自治体との協同連携による就労支援・生活支援の一体的実施を推進する。その際、求職者・利用者の利便性を向上させるため、運営協議会への地域労使の参画をはかる。
- ③常勤職員を増員し、非常勤職員の常勤職員への転換を進めるなど、組織・人員体制を強化する。
- ④新卒者や3年以内の既卒者の支援を行う「ジョブサポーター」や、求職者の状況に応じたきめ細かな支援を行う「就職支援ナビゲーター」を増員するとともに、「ジョブ・カード制度」などの技能評価などの活用を通じたキャリア・コンサルティング機能、マッチング機能を強化する。
- ⑤ハローワークを地方における職業能力開発の拠点としても位置づけ、適切な権限を付与した上で、人員や予算を適切に配分する。

## 2. 国と地方自治体による「一体的実施」及び「ハローワーク特区」について(1)

- ① ハローワーク(国)と基礎自治体(市区町村)の「一体的実施」については、基礎自治体における生活困窮者の生活保護受給等の相談窓口と職業紹介窓口が近接することで、利用者目線に立った、福祉から就労までの一貫した支援が実現できている。

**一層の推進をはかるべき**

- ② 基礎自治体は住民サービスの直接的な提供者であるが、それ以外の自治体(都道府県)を主体とする「一体的実施」やハローワーク特区に関しては、都道府県側の実務を民間委託しているケースも多く、都道府県側にノウハウが蓄積されない。また、「一体的実施」の目標達成状況を見ても、都道府県より市区町村の方が達成率が高い。

**ハローワークの職業紹介機能と都道府県の雇用対策とのシナジー効果が発揮されるよう、必要な見直しを行うべき**

### 【参考】「一体的実施」における自治体種別毎の目標達成状況

	達成			未達成
		全達成	一部達成	
全数(221)	87.8% (194)	51.6% (114)	36.2% (80)	12.2% (27)
都道府県(46)	84.8% (39)	56.5% (26)	28.3% (13)	15.2% (7)
政令指定都市(83)	84.3% (70)	44.6% (37)	39.8% (33)	15.7% (13)
その他市区町(92)	92.4% (85)	55.4% (51)	37.0% (34)	7.6% (7)

## 2. 国と地方自治体による「一体的実施」及び「ハローワーク特区」について(2)

③ 「一体的実施」では、運営協議会が設置され、年度目標の設定や計画的な事業管理が行われている。

**運営協議会へハローワーク等の利用者である労使代表の参画を進め、利用者目線で更なる効果的・効率的な運営をはかるべき**

### 運営協議会への労使参画状況

23年度	5道県	北海道、 <u>青森県</u> 、新潟県、広島県、 <u>長崎県</u>
	19市区	札幌市、 <u>さいたま市</u> 、 <u>川口市</u> 、 <u>秩父市</u> 、 <u>所沢市</u> 、 <u>志木市</u> 、新宿区、墨田区、品川区、中野区、高山市、 <u>名古屋市</u> 、 <u>大府市</u> 、 <u>湖南市</u> 、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、北九州市
24年度	24府県	岩手県、千葉県、 <u>神奈川県</u> 、 <u>富山県</u> 、 <u>石川県</u> 、 <u>山梨県</u> 、長野県、岐阜県、 <u>静岡県</u> 、 <u>愛知県</u> 、 <u>滋賀県</u> 、京都府、奈良県、和歌山県、 <u>鳥取県</u> 、 <u>島根県</u> 、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、 <u>沖縄県</u>
	32市区町	函館市、旭川市、北見市、 <u>弘前市</u> 、 <u>川越市</u> 、 <u>鴻巣市</u> 、 <u>寄居町</u> 、千葉市、杉並区、 <u>相模原市</u> 、 <u>綾瀬市</u> 、新潟市、北杜市、岐阜市、大垣市、 <u>静岡市</u> 、 <u>富士市</u> 、 <u>岡崎市</u> 、 <u>豊田市</u> 、京都市、 <u>大阪市</u> 、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、 <u>江津市</u> 、岡山市、広島市、福岡市、久留米市、 <u>佐賀市</u> 、 <u>鳥栖市</u>
25年度	3府県	山形県、 <u>大阪府</u> 、 <u>兵庫県</u>
	34市区	盛岡市、 <u>仙台市</u> 、 <u>那山市</u> 、宇都宮市、前橋市、高崎市、柏市、葛飾区、練馬区、足立区、江東区、大田区、江戸川区、世田谷区、荒川区、八王子市、横浜市、川崎市、 <u>横須賀市</u> 、 <u>金沢市</u> 、 <u>浜松市</u> 、 <u>豊橋市</u> 、 <u>大津市</u> 、 <u>野州市</u> 、堺市、豊中市、 <u>丹波市</u> 、奈良市、徳島市、高松市、高知市、熊本市、宮崎市、 <u>那覇市</u>
26年度	1県	宮崎県
	28市区町	<u>八戸市</u> 、 <u>茂木町</u> 、 <u>市川市</u> 、 <u>船橋市</u> 、 <u>松戸市</u> 、港区、台東区、板橋区、豊島区、府中市、調布市、町田市、 <u>藤沢市</u> 、 <u>甲府市</u> 、四日市市、 <u>松阪市</u> 、 <u>舞鶴市</u> 、 <u>岸和田市</u> 、 <u>高槻市</u> 、 <u>枚方市</u> 、 <u>姫路市</u> 、 <u>尼崎市</u> 、 <u>王寺町</u> 、 <u>和歌山市</u> 、 <u>呉市</u> 、 <u>下関市</u> 、 <u>飯塚市</u> 、 <u>長崎市</u>

運営協議会へ労使が参画しているケースは、

**14府県35市町**

(左図の下線を引いた自治体)

### 3. ハローワークの地方移管について

#### <ハローワークの地方移管に関する懸念点・問題点>

- 雇用保障や労働者保護については、憲法27条の勤労権に基づき、国が責任を負うべき。
- 雇用保険制度は保険集団を大きくしてリスク分散をはかる必要から、国が一元的に運営すべき。
- 失業等給付の濫給を防止し、雇用保険制度の健全性を保つためには、保険者たる国が失業認定と職業紹介を一体的に行うべき。
- 雇用調整助成金や失業時給付の延長など、雇用情勢の急変に即応できる機動的な政策を打つためには、業務執行のタイムリーかつ円滑な実施が可能な、国による一元的な組織体制が不可欠。
- ハローワークを地方移管した場合、広域的な雇用移動を担保する全国的ネットワークでの職業紹介機能が損なわれる可能性が高く、就労支援の取り組みに地域間格差が生じかねない。
- 地方移管は、「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とのILO第88号条約に抵触する可能性がある。
- ILOの三者構成原則に基づき、労使代表と公益代表で構成される労働政策審議会では、ハローワークの業務は都道府県に移管すべきではなく国が責任をもって直接実施する必要がある旨の意見書を決議している。労働政策審議会の意見は最大限に尊重されるべき。
- 地方財政がひっ迫する中、労政事務所の数が減少するなど、地方自治体における労政行政が大きく後退・衰退しており、ハローワークを地方移管した場合、同様の事態が生じる懸念がある。

**ハローワークは、国の指揮監督と責任により、  
全国ネットワークで一体的に運営すべき**

## (参考) 地方労政事務所の状況(1)

- 地方財政がひっ迫する中、労政事務所の数が減少するなど、地方自治体における労政行政が大きく後退・衰退しており、ハローワークを地方移管した場合、同様の事態が生じる懸念がある。

### 【参考】地方労政事務所の推移

	平成7年	平成11年	平成15年	平成19年	平成24年	平成26年
地方労政事務所数	84	72	45	31	16	16

出典：総務省「都道府県の出先機関(知事部局)の数に関する調査」をもとに連合作成

### 平成6年6月3日 衆議院 労働委員会議事録(抄)

○岩田順介委員 (略)

労政事務所は、これはちょっと古いのですが、1971年、161カ所あったものが、91年は59カ所になっています。これはもちろん商工労働部だとか労働商工部だとかいろいろな名称があって合体していますが、これらも含めて見てみましても、**労政事務所の数というのは六割程度も減らされている。**こういうことを私は今申し上げたかったのであります。そういったことを前提に考えてみますと、**例えば労政事務所というのはかつては自治法上の必置機関だったのです。これが廃止になってきたわけではありますが、労働省も59年には労働教育を廃止していますね。**

## (参考) 地方労政事務所の状況(2)

平成25年11月5日 参議院 総務委員会議事録(抄)

- 吉良よし子君 関係機関連絡取って相互のということで、重要であるというような御答弁がありました。しかし、私がこの問題を取り上げて調べていく中で分かったのが、こうした大切な役割を担ってきた 都道府県の労政主管事務所の多くがこの間統廃合され、相談できる身近な窓口が減少してしまっているということです。総務省にお聞きします。二〇〇五年から二〇一〇年の間に政府、総務省の主導で行われた集中改革プラン及び十八年指針の取組状況についての取りまとめが総務省から出されています。その報告の一つである都道府県における出先機関の見直しの報告において、目標内容若しくは実績の部分で、労政事務所、労働事務所、労働センターの統廃合に言及している都道府県は幾つありますか。数でお示してください。
- 政府参考人(門山泰明君) お答えいたします。集中改革プランに基づきます地方公共団体の取組状況につきましては、五年間の取組期間中の毎年度フォローアップを実施するとされていたところでございますが、最終年度に当たります平成二十一年度分の調査で申し上げますと、労政事務所労働センターなどに係る実績、言及いたしました都道府県は全部で十二ございます。このうち二件が新設又は機能強化、二件が廃止、八件が統合を行っているという状況でございます。
- 吉良よし子君 十二の都道府県の中で統廃合について言及されており、少なくとも二件、そして八件統廃合されているということでしたが、現実に相談窓口は減っております。私も資料を使って調べましたが、佐賀県では三か所あった労政事務所が県民への詳しい説明もなく全て廃止にされています。先ほど御紹介した比較的先進的な取組をしている長野県でも二〇〇九年に二か所の窓口が統合されて、その統合が行われた後の二年間で相談件数が八百件も落ち込んでいます。